

共同募金助成公募要領

社会福祉法人福井県共同募金会越前市共同募金委員会

この要領は、越前市共同募金委員会助成実施要綱に基づき、越前市共同募金委員会（以下「本会」という）が公募により実施する助成について必要な事項を定めるものとする。

1. 助成対象団体

越前市内の特定非営利活動法人、福祉団体やボランティア団体で、通常の活動場所が越前市内であること。

2. 助成対象事業

公的補助金や他の財源で賄うことのできない次の事業を対象とする。

- (1) 地域福祉の推進を目的とした事業
 - (2) ボランティア活動の振興を目的とした事業
 - (3) その他、共同募金運動の趣旨に調和し、本会が認めた事業
- 2 前項に掲げる事業であっても次の各号に該当する事業は助成対象とはしない。
- (1) 国又は地方公共団体が経営し、又その責任に属するとみなされる事業
 - (2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体が行う事業（ただし、本会が特に認める場合はこの限りではない。）
 - (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない事業
 - (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行なう事業
 - (5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる事業
 - (6) 当年度において共同募金との重複感をあたえるような寄付金の公募を実施する事業
 - (7) 助成による効果が期待できない事業
 - (8) 他の補助金等の重複助成を受ける事業や、他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

3. 助成対象事業実施時期

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

4. 助成金額等

(1) 助成金額

- 助成金額は、総額160万円とする
- 1事業10万円以内とし、対象事業費の75%の額（千円未満切捨て）を限度とする
- 1団体あたりの助成金額は10万円を限度とする。ただし、特に認められる場合はこの限りではない
- 募金実績及び助成対象事業の決定数等により、助成金額の限度額を引き下げることがある

(2) 対象経費（助成申請書の経費の内訳欄は次の支出科目で表記してください。）

- 各種福祉活動に直接かかる事業費を対象とする
〔謝礼、保険料、施設・備品借上料、入場料・使用料、資料購入費、資材作成費、送料・通信費、印刷費、消耗品費、旅費・交通費、その他雑費〕
- 団体運営にかかる経常経費（事務所の家賃や水道光熱費、通信費、人件費等）への補填や、特定の飲食費への充当は対象としない

5. 申請方法

助成を受けようとする者は別に定める申請書により、本会事務局へ申請する。

- (1) 申請書類
 - 共同募金助成事業申請書（様式 1）
 - 団体・グループの活動内容等がわかる決算書、チラシ、会報等の添付を求めていることがある
- (2) 申請受付期間
 - 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで

6. 審査基準等

- (1) 審査基準
 - 事業内容が明確で具体的であるか
 - 助成金の使途が適正で具体的であるか
 - 共同募金の寄付者の賛同が得られる事業か
 - 他のモデルとなるような事業であるか
 - 先駆的、開拓的、又はユニークな事業であるか
 - 緊急性の高いものか
 - 当事者の自助活動ではないか
 - 計画がしっかりしているか
 - 助成対象に適合しているか
- (2) 決定機関
 - 本会運営委員会で決定する
- (3) その他
 - 審査に際し、必要な場合は申請者に説明を求めることがある
 - 慣例的に行われる事業は、助成対象の優先順位の下位とし、助成基準を引き下げ、又は助成できないことがある

7. 事業報告

助成を受けた者は、別に定める報告書により本会事務局へ報告する。

- (1) 報告書類
 - 事業完了報告書（様式 2）
 - 事業を実施した際のチラシや計画書、写真など
 - 団体・グループの総会資料等の添付を求めていることがある
- (2) 報告期限
 - 助成対象事業終了後 1 ヶ月以内

8. 共同募金配分金助成の明示

共同募金運動の理解促進を図るため、助成を受けた団体が事業を実施する際は、『共同募金配分金の助成を受けている』旨明示するなど、啓発に努めなければならない。